

平成 26 年第 7 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 26 年 1 2 月 9 日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 47 号)上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 48 号)上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 49 号)上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 50 号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 51 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 52 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 53 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 54 号)上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第 55 号)上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第 56 号)上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 17 (町長提出議案第 57 号)上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

- 日程第 1 8 (町長提出議案第 58 号)上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 59 号)上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第 60 号)児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第 61 号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 62 号)平成 2 6 年度上里町一般会計補正予算(第 5 号)について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第 63 号)平成 2 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 64 号)平成 2 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 65 号)平成 2 6 年度上里町水道事業会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 66 号)平成 2 6 年度上里町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について

出席議員(14人)

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	1 0 番 新 井 實 君
1 1 番 沓 澤 幸 子 君	1 2 番 高 橋 仁 君
1 3 番 伊 藤 裕 君	1 4 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	飯島雅利君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	岸智敏君	子育て共生課長	坂本正喜君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第47号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第7、町長提出議案第47号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第47号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第47号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

平成26年8月7日付の人事院勧告等及び同年10月16日付、埼玉県人事委員会勧告等に準じ、職員の給与を改定したいので、所要の改正を行いたく、本案を御提案申し上げるものでございます。

次に、改正概要を申し上げます。

本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナスともに7年ぶりの引き上げとなっております。また、交通用具使用者に係る通勤手当についても、民間の支給状況を踏まえ、使用距離の区分に応じ引き上げを行うものでございます。

引き上げ幅は、国家公務員で申し上げますと、額にして平均年間給与で7万9,000円、率で1.2%の引き上げとなります。

まず、月例給では、民間給与との格差0.27%を埋めるため、若年層に重点を置いた給与の引き上げ改定となっております。次に、ボーナスについても0.15月分引き上げ、年間で見ますと現行の3.95月が4.10月となります。最後に、通勤手当ですが、交通用具使用者に係る通勤手当を区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げとなっております。埼玉県人事委員会の給与勧告もほぼ同様な勧告趣旨となっております。

政府は11月7日に給与関係閣僚会議を開催いたしまして、人事院勧告の実施を決定しました。

埼玉県におきましては、12月の定例議会で対応とのことをございます。また、平成27年度以降に実施予定とされる地域の民間給与水準を踏まえた給与制度の総合見直しについては、今後の県や県内の他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

続いて、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給料に関する条例の一部を改正いたします。給与改定に係る改正点を申し上げますと、第11条第2項第2号では、交通用具使用者に係る通勤手当を区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げをいたします。片道5キロメートル以上からが対象となり、該当者は46名で、改正に伴う今年度の増額は26万5,000円となります。

次に、第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額100分の67.5を100分の82.5に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について、100分の32.5を100分の37.5に改めます。勤勉手当の改正に伴う今年度の増額は877万4,000円となります。

続きまして、別表につきましては、行政職給料表1を改正いたします。若年層を中心に引き上げ、中高年齢層、再任用職員及び任期付職員については据え置きとなっております。改定率の平均は0.2%となっております。該当者は121名おり、改正に伴う今年度の増額は195万4,000円となります。

次に、第2条についてですが、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額100分の82.5を100分の75に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について100分の37.5を100分の35に改めます。

次に、附則について御説明を申し上げます。

附則第1項については、施行期日の説明となります。施行日は公布日からとし、ただし第2条の規定につきましては、平成27年4月1日からいたします。

附則第2項では、通勤手当と給料表につきましては平成26年4月1日から適用、勤勉手当につきましては平成26年12月1日からの適用となります。

続いて、附則第3項では、改正後の給与条例を適用した場合、これまでに支給された給与を改正後においては内払いとみなす旨の規定といたします。

最後に、附則第4項では、附則第3項で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

今回の改正に伴う今年度の給与総額は、共済費等を含めると約1,400万円の増額を見込んでおります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い

い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 単純なことなんですけれども、質問したいと思います。7年ぶりの値上げということで、大変いいんじゃないかなと思っています。やはり労働者の賃金が上がっていくことが消費を上向きにしていくという、そういう経済のサイクルからいってもいいことじゃないかなというふうに思っていますけれども、この通勤手当の改正であります、46人が対象ということであります。5キロごとに区切っていますけれども、概ねこの5キロから10キロ、この46人ということでありますけれども、最高はどの位の通勤の範囲の方がいらっしゃるのかお尋ねしたいというふうに思います。

それと、若年層を中心に新旧対照表を見てもそういうふうになっていますけれども、中高年層の区切りのところですね、大体役職でいけばどの辺ぐらいのところから、年齢的にいけばどの辺のところか据え置きになっているのか。また、今回の見直しによって上がる職員は何名で据え置かれる職員の人数は何名なのかお尋ねしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔 総務課長 飯島雅利君発言 〕

総務課長（飯島雅利君） それでは、御説明申し上げます。

まず、通勤手当の最高額につきましては、30キロから35キロの間の方でございます。

それから、給与改定の関係でございますが、在職職員を174名として、改定職員は121名となります。

通勤手当は先ほど申し上げたとおり、最高額は30キロから35キロで、1年間で3万1,200円の増額となります。

それから、改定になる職員ですけれども、行政職で主事補、主事、主任、係長の一部ということでございます。平均ですと42歳ということですよ。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤 崇議員。

〔 5番 齊藤 崇君発言 〕

5番（齊藤 崇君） 5番、齊藤です。

1ページの中段に第18条第2項第1号とあるんですけれども、これと、ちょっと理解ができないので質問なんですけれども、5ページの上ですね、第2条のところに、また第18条第2項第1号とあるんですけれども、何度読んでも理解ができないので、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） ただいまの質問の内容を再度確認したいんですけれども。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番です。

質問の内容が、要するに1ページの第18条第2項第1号中とあるのと、5ページにある18条第2項第1号という表現が全く同じになっているんですけれども、これが要するにどういう、同じこれは1条の中の18条第2項と2条の中の18条第2項というふうに理解すればいいんですか、これは。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 同じ比率になっておりますが、施行日の関係でこのような表記になっておりますが、26年度におきまして、期末勤勉手当で12月期分を0.675から0.825に変更になりました。期末勤勉手当については、趣旨からいって年間でいずれも同じ率ということで、期末手当は期別で6月期と12月期で数字が違いますが、勤勉手当は趣旨からいって同率であるということで0.75というふうに改定がございます。

それから、26年度の12月で0.825に変えますが、施行期日につきまして、勤勉手当の0.75につきましては27年度の施行となりますので、このような表記となっております。

以上です。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番です。

そうすると、1ページの第1条の施行というのは平成26年4月1日で、5ページの2条の第18条云々は26年12月1日ということに理解してよろしいですか。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） そのようなことでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第47号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第48号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 町長提出議案第49号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第8、町長提出議案第48号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第9、町長提出議案第49号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第48号から議案第49号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第48号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第48号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第49号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、一括いたしまして提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、先ほど上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案説明の中で申し上げましたように、人事院勧告等により一般職員の給与改定に合わせて、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の額の改定をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点ですが、職員の期末勤勉手当の額が0.15月引き上げられましたので、同様に期末手当の引き上げを行うものでございます。

まず、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、第1条として、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定しております。第5条第2項中、12月期分の100分の205を100分の220に改めます。

第2条として、第5条第2項中の6月期分の100分の190を100分の197.5に、12月期分の100分の220を100分の212.5に改めます。

第3条では、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定しております。第5条第2項中、12月期分100分の205を100分の220に改めます。

第4条として、同じく第5条第2項中の6月期分100分の190を100分の197.5に、12月期分100分の220を100分の212.5に改めます。

改正に伴う増額につきましては、町長、副町長及び教育長につきまして28万3,000円となります。

附則につきましては、施行期日についての説明をしております。第1条及び第3条については公布の日からとし、平成26年12月1日からの適用、第2条及び第4条については、平成27年4月1日から施行となります。

次に、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

第1条として、上里町の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中、12月期分100分の205を100分の220に改めます。

第2条として、同じく第5条第2項中の6月期分100分の190を100分の197.5に、12月期分100分の220を100分の212.5に改めます。

改正に伴う増額につきましては、議会議員につきましては56万2,000円となります。

附則につきましては、施行期日についての説明となります。第1条については公布の日から

とし、平成26年12月1日からの適用、第2条については、平成27年4月1日から施行となります。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第48号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第49号 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第50号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第10 町長提出議案第50号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第50号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第50号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、健康保険法施行令及び国民健康保険条例参考例の一部改正に伴い、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、概要でございますが、産科医療補償制度の見直しとあわせて出産育児一時金の金額を見直すために改正し、あわせて文言の整理をするものでございます。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

題名の次の目次を付します。

次に、第5条を「児童福祉法の規定による児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行うもの若しくは里親に委託されている児童であって民法の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としなす。」に改めるものでございます。

この内容につきましては、根拠法令の明確化と文言の整理によるもので、号が1つのみとなっておりますので、号を削り、条文化したものでございます。

次に、第7条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改めるものでございます。

従来、国保の被保険者が出産をいたしますと、出産育児一時金39万円と産科医療補償制度の掛け金3万円を合計した42万円を支給しておりました。産科医療補償制度は、通常の妊娠、分娩にも関わらず、医療事故により重度脳性麻痺になった子に対し補償金が支給され、家族の経済的負担を軽減するとともに、事故原因の分析や再発防止を図ることを目的とした制度でございます。

今回、この産科医療補償制度の掛け金の額が3万円から1万6,000円に引き下がる見直しが行われ、また、出産費用の上昇により支給額は42万円を維持することが決定をされました。それに伴い、産科医療補償制度の掛け金の差額1万4,000円を出産育児一時金に上乗せし、40万4,000円とするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めておまして、平成27年1月1日からの施行とさせていただきます。また、施行期日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものでございます。

以上で上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第11、町長提出議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正いたしたく、本案を御提案申し上げるものでございます。

改正概要について申し上げます。

認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスの事業における居宅サービス計画の作成基準は、これまで町条例規則により運用してきました。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、埼玉県介護保険法施行条例へ条例委任をされました。そのため本条例の第93条第2項を改めるものでございます。

また、ユニット型指定介護老人福祉施設の基準につきましても、これまで埼玉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例により運用しておりましたが、こちらについても埼玉県介護保険法施行条例の一部改正により、新たに基準が定められました。そのため、本条例の第151条第3項を改めるものでございます。また、今回の一部改正とあわせて、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明を申し上げます。

第1条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準」の次に「（平成18年厚生労働省令第34号）」を加え、政令番号を加える改正でございます。

第38条第3項及び第5項、第104条の合計3カ所の改正は、「従って」を平仮名表記の「したがって」に改めるもので、こちらは「公用文における漢字使用等について」と題する内閣訓令において仮名表記を用いることが原則のための改正でございます。

第93条第2項中「規則で定める指定居宅介護支援の」を「介護保険法施行条例第277条の16に規定する」に改めるものでございます。

第151条第3項ただし書き中「埼玉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第38条」を「埼玉県法施行条例第320条」に改めるものでございます。

施行期日については平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第12、町長提出議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正いたしたく、本案を御提案申し上げます。

改正概要でございます。

認知症対応型通所介護などの地域密着型介護予防サービスの事業における管理者の設置基準につきましては、これまでは埼玉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例により運用しておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、埼玉県の介護保険法施行条例へ条例委任をされました。そのために第45条第1項を改めるものでございます。

また、要支援者が通所や宿泊のサービスを組み合わせて受けられる指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針は、これまで町条例施行規則を運用してきましたが、上里町ではこの事項を条例で定めたことにより、第67条第2号を改めるものでございます。

さらに、今回の一部改正にあわせまして、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明を申し上げます。

第36条第3項及び第5項並びに第61条の合計3カ所の改正では、「従って」を平仮名表記の「したがって」に改めるもので、議案第51号と同様に「公用文における漢字使用等について」と題する内閣訓令において仮名表記を用いることが原則のための改正でございます。

第45条第1項ただし書き中「埼玉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項」を「介護保険法施行条例第6条」に、「指定居宅サービス等基準条例第60条第1項」を「同条例第65条」に改めるものでございます。

第67条第2号中「規則で定める」を「上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第31条各号に掲げる」に改め、「具体的取扱方針及び」の次に「同条例第32条各号に掲げる」を加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いた
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第53号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福
祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第13、町長提出議案第53号 上里町介護保険法に基づく指定地域
密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第53号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福
祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第53号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉
施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げ
ます。

初めに、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部改正に伴い、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正いたしたく、本案を御提案申し上げるものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準が市町村の条例で定めることとされました。そのため、第1条を改めるものでございます。

また、条例を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準に従い定めるとされたため、第5条を加えるものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明を申し上げます。

第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に、「並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者に関し必要な事項」に改めるものでございます。

本則の新たな条を追加し、第5条といたしまして、見出しを（指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者）とするもので、第5条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする、を加えさせていただきます。

施行期日については、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第54号 上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例について

議長（植原育雄君） 日程第14、町長提出議案第54号 上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第54号 上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例について。

御提案申し上げました議案第54号 上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て3法が公布され、この3法に基づく新制度が開始されることになりました。そのため、国が府省令で定める基準を踏まえた新条例を定めるとなり、今までの上里町保育の実施に関する条例を廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

以上で上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 上里町保育の実施に関する条例を廃止する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第55号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例について

議長（植原育雄君） 日程第15、町長提出議案第55号 上里町特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第55号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例について。

御提案を申しあげました議案第55号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定によ
り、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、市町村で定めた運営に関する
基準に従う必要があるため、その基準について条例を制定する必要がありますので、本案を提
出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項は、特定教育・保育施設の設置者は、市町
村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しな
ければならないこととし、法第46条第2項は、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定め
る特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない
こととしています。したがって、原則として全ての市町村は、これらの運営に関する基準を定
める条例を制定するものとなりました。

続きまして、条文等の骨子について御説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨でありまして、提案理由で申しあげました子ども・子育て支援法第34
条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定めることの条例制定の根拠並びに目的となるものでございます。

第2条ですが、条例における用語の定義を定めたものでございます。第1号の「小学校就学

前子ども」から第24号の「特定利用地域型保育」までの24の用語の定義を定めております。

第3条ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を定めたもので、内容は基準府令のとおりとしております。

基準の具体的な内容といたしましては、施設・事業者は、良質かつ適切な特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないこと、第1項でございます。2といたしまして、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供に当たり、子どもの意思及び人格の尊重、関係機関等との密接な連携に努めること、第2項、第3項でございます。3といたしまして、人権擁護、虐待防止のため必要な体制を整備するとともに、従業者への研修を実施する等の措置を講ずるよう努めること、第4項を定めております。

第2章第1節でございます。特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるものでありまして、第4条のみで構成されており、具体的な内容につきましては、第1項に認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とすること、第2項に利用定員を定めるに当たっては、法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分ごとに定めること、その際、同項第3号に掲げる子ども（3歳未満の保育認定の対象となる子ども）の利用定員は、満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを定めております。

第2章第2節ですが、第5条から第34条で構成をされており、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものでございます。

内容は、1、特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと、第5条の第1項でございます。2として、利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと、第6条の第1項でございます。3として、申し込み者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと、第6条第2項から第4項でございます。4、保護者からは、法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は、市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には、内閣総理大臣が定める基準により算定した額（公定価格）の支払いを受けること、これは第13条第1項、第2項でございます。5として、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の用途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと、第13条の第6項でございます。6として、施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針又は幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこと、第15条。7として、運営規程を整備すること、第20条。8として、子どもについて差別的取り扱いや虐待等をして

はならないこと、第24条、第25条でございます。9として、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと、第27条でございます。10として、特定教育・保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存すること、第34条第2項などを定めております。

第2章第3節ですが、第35条及び第36条で構成をされており、特例施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めたものでございます。

ここで、特別利用保育とは、1号認定子どもに対し保育所から提供される保育のことをいいます。特別利用教育とは、2号認定子どもに対し幼稚園から提供される教育のことをいいます。

基準の具体的な内容といたしましては、特別利用保育に関する基準として、1、保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと、第35条の第1項でございます。特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に施設を利用している2号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員を超えないこと、第35条第2項でございます。3として、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして第2章の規定を適用すること、第35条の第3項で定めております。特別利用教育に関する基準といたしましては、1、幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならないこと、第36条の第1項でございます。2といたしまして、特別利用教育に係る2号認定子どもと、現に施設を利用している1号認定子どもの総数は、1号認定子どもについて定められた利用定員を超えないこと、第36条の第2項でございます。3として、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして第2章の規定を適用すること、第36条の第3項を定めているものでございます。

第3章第1節、本節は第37条のみで構成されており、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めるものでございます。

基準の具体的な内容といたしましては、1、事業の利用定員は、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型・小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とすること、これは第1項でございます。2として、3歳未満の利用定員（事業所内保育事業は従業員枠と地域枠ごとの利用定員）を満1歳未満と満1歳以上に区分して定めること、第2項でございますけれども、これを定めております。

第3章第2節でございますけれども、本節につきましては、第38条から第50条までで構成をされており、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。内容は基準府令のとおりとしていますが、立法技術的な観点から修正を加えております。

基準の具体的な内容といたしましては、1、特定地域型保育の提供の開始の際、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと、第38条の第1項でございます。2として、利用申し込みがあった場合、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと、第39条第1項でございます。3として、申し込み者が利用定員を上回る場合において、選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと、第39条第2項、第3項でございます。4として、保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携施設、認定こども園や幼稚園または保育所でございますけれども、その連携施設を適切に確保すること、第42条第1項でございます。5として、保護者からは法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は、市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には、内閣総理大臣が定める基準により算定した額（公定価格）の支払いを受けること、これは第43条第1項、第2項でございます。6として、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をして同意を得なければならないこと、第43条第6項でございます。7として、保育所保育指針に準じて特定地域型保育の提供を行うこと、第44条。8として、運営規程を整備すること、第46条でございます。9として、子どもについて差別的な取り扱いや虐待等をしてはならないこと、第50条において準用する第24条、第25条でございます。10、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと、第50条において準用する第27条でございます。11として、特定地域型保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存すること、第49条の第2項などを定めているものでございます。

第3章第3節でございます。本節につきましては、第51条及び第52条で構成をされており、特例地域型保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に関する基準を定めるものでございます。

基準の具体的な内容といたしましては、特別利用地域型保育に関する基準として、1、特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと、これは第51条第1項でございます。2として、特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこと、第51条第2項でございます。3、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用すること、第51条の第3項を定めております。

特定利用地域型保育に関する基準として、1、特定利用地域型保育事業者が2号認定子ども

に特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと、第52条の第1項でございます。2として、特定利用地域型保育に係る2号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこと、第52条第2項でございます。3として、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用すること、これは第52条の第3項でございます。以上を定めております。

次に、附則第1条の関係でございますけれども、新条例の施行期日を定めるもので、関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する旨の規定を定めております。

附則第2条ですが、特定保育所（私立の保育所）の特例を定めるものでございます。

附則第3条から第5条までですが、施設型給付等、小規模保育事業C型の利用定員、連携施設に関する基準についての経過措置を定めるものでございます。

以上で上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 何点か質問をさせていただきたいと思うんですけれども、新しく子ども・子育ての法律に基づいて、市町村が義務づけられていますので、こうしたものを整備しなければいけないということだと思っておりますけれども、上里町においては認定こども園も今現在はないし、27年度以降も当面ない方向のように答弁もありましたし、そうなんだと思います。そして、いわゆる特定教育・保育施設以外の特定地域型保育事業についても、上里町には現在ないわけでありまして。しかし、法律に基づいて条例上は整備しておかなくてはならないということなのかなというふうに思いますけれども、その中で、ないわけでありましてけれども、今後いわゆるこうした特定地域型保育事業が起こった場合のことを想定すれば、子どもたちの最善の利益を確保するためになるべくいいものにしておかなければいけないんじゃないかなというふうに感じているわけです。

そこでお聞きしたいんですけれども、地域型保育小規模事業A型、B型、C型とあるわけでありましてけれども、C型においては6人から10人以下、そしてどこかで読んでいましたら、5年間はそれを6人以下、15人以下とするところがありました。かなり人数的には多い。また、

この地域型小規模保育事業におきますと、乳児の受け入れが多くなる傾向になります。そういうところにおいて、C型においては保育資格者を求めているんですね。これは非常に重大なことだと思うんですよ。やはり今、学童保育、放課後保育のほうでも保育士資格を持っていても、さらに研修を積んで資格を取得するよという専門性が追求されている中で、自分の言葉で訴えられない幼い子どもたち、その子どもの保育をする人が、資格がなくてもいいということは、やはり幾ら人数がA型、B型に比べて少ないと言っても、これは安全上非常に問題があるんじゃないかなというふうに思っています。

従うべき基準として国もそのように決めているわけでありませけれども、やはりその辺は子どもたちの最善の命と発達を保障していくという観点に立てば、上里町に今後影響するかどうかはわからないんですけども、決めるからには、きちっとしたものを決めていくべきじゃないかなと思いますので、その点について1点お聞きしたいところです。

それと、上里町には以前、小規模の家庭保育室がありました。その家庭保育室がなくなった経緯について、やはり国は待機児童が多いことを理由にたくさん保育の受け皿を増やしていこうということで、こうした小規模保育所、地域型の保育、いわゆる保育士資格がなくても、また施設だとかいろんな基準が若干劣っていても、待機させないで受け入れてもらいましょうという方向にシフトしているわけでありませけれども、本来の保護者の要望としては、きちっとした認可園で保育をしてほしいというのが前提だと思いますね。それで、上里町は今現在そういうところで保育をされているお子さんはいなくて、きちっとみんな公立もしくは法人立の認可園で保育されているということで、理想的な姿になっているわけでありませけれども、今後のことを想定した場合について、なぜ上里町において、以前あった家庭保育室がなくなったのか、そのことを検証していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、お尋ねいたします。

それと、一番はやはり子どもの人数に対する保育士の数、何対何という基準、全て国に準ずる内容に上里町のこの条例はなっていますけれども、ゼロ歳児は3対1、1歳児も2歳児も6対1、全て国の基準どおりなんでありますけれども、本当にこの1歳児という年齢は最低でも5対1が認められてもいいんじゃないかなと、本来であれば3対1により近づくべき部分だと思うんですけども、非常にこの辺も厳しく、こめ印でどこかあったんですけども、その他として1名を置かなければいけないという、これは小規模保育事業のところなんですけれども、ゼロ歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人で、こめ印で上記職員数の合計に1人追加配置というふうにありますけれども、これはこのことを認めることによって、その保育士分の補助金が確保されるというふうに読み取っていいのかどうかお尋ねしたいと思います。

あと本当に地域型保育所というのは上里町にそぐわないし、それが全部公的なところでやっ

てほしいということを願っていますけれども、万が一を考えていったならば、この地域型保育所の調理員ですね、そうしたことにしても搬入でもいい、調理室がなくてもいいという部分であるとか、これは……

〔「議長、議事進行」の声あり〕

議長（植原育雄君） 9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 沓澤議員の質疑の内容が議案第56号のほうなのかなという気がしてあるんですけども、もう一度精査していただければと思うんですが。

11番（沓澤幸子君） 済みません。確かに私ももう一体として見てきたので、混同している部分もあるんですけども、非常に大量で1個1個ひもといかないとわからない部分があるんですけども、地域型保育給付費に関する条例のところでは定数ですね。概要的な虐待をしないだとか、記録を5年間とっておくだとか、そういうことについては異議がないんですけども、町の姿勢として法律で決めなければいけないということになりましたので、一連の今現在なくても、そうした部分の条例が出ているわけでありますけれども、今後、町とすれば認定こども園であるとか、地域型保育所について、どういう姿勢で取り組むのかなというのが非常に気になる場所なのでお願いしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回、新たな条例を定めるということで先ほど提案をさせていただきましたけれども、国の中で子ども・子育て支援新制度が来年4月から行うということで、それに伴う条例改正ということでございまして、この中の骨子としては、第2章の中で基準等が定めてございますけれども、基本的には国の考え方をそのまま市町村条例に移行したという考え方の中でございます。

そういう中で、国の中でも今回、子ども・子育ての支援新制度のスタートに当たりまして、幾つか柱を掲げてございますけれども、やはり大きなものについては保育の場を増やして、待機児童を減らして、子育て支援を国を挙げて、市町村を挙げて、働きやすい、また就労しやすい、子育てをしやすい、そういうものを国の施策として取り組んでいこうという形の中で今回市町村条例が制定をされたところでございます。

その中で、いろいろな御意見の中で、そういう意味では上里町の実態にそぐわない部分も当然この国全体の条例の制定ということでございますので、ございますけれども、特に地域型保育事業については、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問保育ということで、これが大きな柱になっておりますけれども、実情の中では事業所内の保育ですとか、居宅訪問保

育等々については、現在町の中でも対応していないというような状況でございますけれども、この法律を受けて、町のほうでも条例の中で準備をして規定をしっかりと受け止めていくという形で制定をお願いしたところでございます。

小規模保育施設については、上里町では現在2つの小規模保育等がございます。そういう中で、子育て支援として従来の保育所、幼稚園、そして認定こども園については、御質問のとおり、現在町ではありませんけれども、そういったものをしっかり規定をして、それに伴う小規模の地域型の保育事業を規定の中で受けて、今後、町として取り組んでいきたいという状況の中で条例を制定したところでございます。

あとの具体的な家庭的保育の人員の関係ですとかについては、また次の条例の提案の中で御説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 特別徴収できるという部分が幾つかあったんですけれども、具体的に項目をもう事前にいわゆる利用者に提示をして、納得をしていただいてということでありませうけれども、入所が決定した後に、やはりこういうのも必要でした、こういうのも必要でしたということがないように、あらかじめ入所の前に特別料金としてはこういうものが掛かりますよということも、あらかじめ最初に全て提示をして入所が決定されるということになるんでしょうか。保育内容等いろんな基準はあらかじめ了承を得ると書いてありますけれども、特別料金等もそこに決定前に開示をして、利用者の承諾を得るということになっているんでしょうか。後から、決まって入所したら別料金掛かりましたというのでは困ると思ひますので、お尋ねしたいと思ひます。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 特別徴収の関係については、これは今まで国の中で規定をされたものをそのまま受けたところでございますので、当然保育所、幼稚園等の中で、入所の中で保育料の関係ですとか、それに伴う運営の金額については、今までも当然保護者の方にまたお話しをして、御理解の上でさせていただいているものと理解しているものでございますので、新たにこれを設けたということじゃなくて、国の法律の中でこういう文言が規定をされておりましたので、それを受けて町条例の中でも規定をさせていただいたところでございますので、全く今までそういうことをやってなかったから、是非それを細かく保護者の方に説明をしなければなりませんよという意味ではなくて、これは従来どおりの規定をそのまま町の条例の中に

入れたということで御理解をしていただければと思います。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 町長提出議案第56号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議長（植原育雄君） 日程第16、町長提出議案第56号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第56号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

御提案申し上げました議案第56号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律による児童福祉法の改正に伴いまして、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を条例で定めたいので、本案を提出するものでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正によりまして、法第34条の16の規定が改正され、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととなりました。

続きまして、各条文ごとの骨子について御説明を申し上げます。

第1章ですが、本条例の総則を定めておりまして、第1条から第21条で構成をされております。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでありまして、委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定としては、その根拠及び委任された事項を明示するのが目的となっております。

第2条は、条例における用語の定義を定めるものでございます。第1号の「児童」から第9号の「家庭的保育事業等」までの用語を規定しております。

第3条及び第4条につきましては、最低基準の向上の規定が設けられています。ここには最低基準を超えて設備、運営を改善するよう勧告することができるという対事業者向けの内容と市町村が条例で定める最低基準自体を向上させるという内容が規定をされております。

第5条から第21条までの内容につきましては、家庭的保育事業者等に求められる一般原則が第5条で、連携施設（保育の内容に関する支援や代替保育の提供を行い、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる認定こども園、幼稚園又は保育所）の確保が第6条で、非常災害対策が第7条、家庭的保育事業者等の職員に求められる一般的な要件が第8条、利用乳幼児に対する差別的取り扱いや虐待等の禁止が第11条と第12条で、衛生管理等の基準が第14条、食事の提供の基準が第15条、第16条、利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施が第17条、運営規程や帳簿の整備が第18条、第19条で、利用乳幼児及びその家族の秘密保持が第20条、苦情への対応が第21条などについて定めております。

第2章ですが、第22条から第26条で構成をされており、家庭的保育事業に係る固有の基準を定めるものでございます。

ここでは、家庭的保育事業を行う場所の面積等の要件が第22条で、配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することのできる乳幼児の人数が第23条で、保育時間の基準が第24条、保育内容の基準が第25条で、保護者との連携が第26条について定められております。

第3章ですが、第1節から第4節まで細分され、第27条から第36条で構成されており、小規模保育事業に係る固有の基準を定めるものでございます。

小規模保育事業は、保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型に区分されております。そのことについては第27条で規定をされております。本章では、3類型の特性に応じて、それぞれ固有の基準が定められております。

各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携について基準が定められております。C型については、これらの他に家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定が定められております。

第4章ですが、第37条から第41条までで構成をされており、居宅訪問型保育事業に係る固有の基準を定めたものでございます。

ここでは、居宅訪問型保育事業者に特徴的な基準として、第37条で居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容、第38条で事業所の設備及び備品の基準、第39条で保育者1人が保育できる乳幼児数、第40条で居宅訪問型保育連携施設の確保を定める他、第41条で家庭的保育事業の基準の準用により、保育時間、保育内容、保護者との連携に関する基準を定めております。

第38条の事業所は、保育の実施場所のことではなく、事業を運営するための事業所のことと解され、その事業所には事業運営に必要な専用区画を設け、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならないこととされております。第40条の居宅訪問型保育連携施設の確保については、第6条（連携施設の確保）に対する附則第3条のような経過措置は定められていないため、障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児を保育する場合には、第40条ただし書きに該当する場合を除き、新制度のスタート時から居宅訪問型保育連携施設（障害児入所施設等）を確保する必要がございます。

第5章ですが、第42条から第48条までで構成をされており、事業所内保育事業に係る固有の基準を定めるものでございます。

事業所内保育事業は、事業所を設置する企業等の従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとされているため、第42条で利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠を設定しなければならないとする規定が置かれております。

このほか、事業所内保育事業につきましては、同事業は利用定員についての上限・下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められているという特徴がございます。すなわち、利用定員が20人以上の場合（保育所型事業所内保育事業）につきましては、保育所と同様の事業規模になるため、保育所との整合性を考慮した基準ということで、第43条から第46条で定められており、その中でも第45条では、保育所型事業所内保育事業と小規模型事業所内保育事業の基準の内容としては、他の事業と同様、それぞれ事業所の設備、職

員、保育時間、保育内容、保護者との連携に関する基準が定められておりますが、保育所型事業所内保育事業につきましては、これらの基準のほか、その事業規模の特性から、連携施設の特例（保育内容に関する支援や代替保育の提供を受けるための連携施設の確保を不要とする。保育の提供終了後の受け皿となる連携施設の確保は必要）が定められております。

また、利用定員が19人以下の場合、小規模型事業所内の保育事業でございますけれども、その場合につきましては、小規模保育事業（A型・B型）との整合性を考慮した基準ということで、第47条及び第48条が定められております。

次に、附則第1条の関係であります。新条例の施行期日を定めるもので、関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する旨の規定を第1条で定めてあります。

附則第2条から附則第5条は、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模保育事業のC型の利用定員に関する基準についての経過措置を定めるものでございます。

以上で上里町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

先ほどちょっと第55号の議案のときに第56号に対する部分の質問もしてしまったわけなんですけれども、上里町にも小規模保育所事業系と言ったほうがいいかもしれないんですけれども、2カ所あるようであります。なかなか、やはりそういう部分というのは見えてこないわけでありまして、今現在ある2カ所の小規模保育所はもうこの基準に準じているのかどうかということを1点確認しておきたいと思っております。

それと、先ほども申しましたけれども、国は待機児童をなくしていくという迫られた課題に対して、幅広く受け皿を増やしていこうということで生まれてきたこの地域型保育、家庭的保育事業等であるというふうに思います。

特にこの小規模保育事業においては、A型、B型、C型とありますけれども、やはり専門職である有資格者が保育に当たっていくべきじゃないかなというふうに思います。国の従うべき基準に全部従っての上里町の条例でありますけれども、やはり全国には若干ですけれども、よ

りよいものを目指して上乘せをしている自治体もあるわけでありますので、本来であれば全部有資格者でありましょうけれども、少なくとも有資格者を何名か置くという、有資格者なしでもいいということを認めていくのはどうなのかなというふうに思いますので、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

先ほどの説明でありますと、事業所内保育事業においても定員を一定規模、20名以上ですか、超えた場合においては、従来の保育園と同じ内容で運用していくというふうに解釈していいかどうか、そこを確認したいと思います。

それと、施設とか面積、これは参酌すべき基準でありますけれども、国が一番大きく待機がある東京であるだとか、そうした都市部のことを念頭に置いていると思います。しかしながら、上里町は面積的にもそんなに大都市のような困難な部分がないわけでありますので、もう少し子どもの利益に立った平米、1人当たりの面積を確保してもいいんじゃないかなというふうに思うところなんです。

特に、ゼロ歳児、ゼロから1歳児の1人当たりの面積は小規模A型、小規模B型では2歳以上が1.98ということになっていきますけれども、この辺も1人当たり最低でも3.3平米を確保できるように足並みが揃えられなかったのかなというふうな思いがします。

あと調理の仕方なんですけれども、乳幼児が多い小規模保育事業において、ゼロ歳児から1歳に向かっては離乳食が開始したり、個々の食事がきちっと3回食になって落ちついていくまでは、個別対応が非常に求められる時期でありまして、刻みであるだとか、つぶしの状態なども個々の離乳食の進み具合に応じて改善していく、調整していくという、そういう時期でもあります。搬入でも構わないということはやはりどうなのかなと。やはり自前の調理室を確保すべきというふうに思いますが、その辺についての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） まず、先ほどの小規模施設があるかということなんです、小規模というか、今現在は認可外保育所が2カ所ございます。そちらについては、一部まだ条件を満たしてない部分もありますので、すぐ小規模のほうに移行できるかというのは今後の確認とかをしないとわかってこない問題がありますので、その辺はまだ、未定でございます。

それと、面積につきましては、現状では今回定めた条例の中では最低基準ということでありますので、今回の条例の4条の中で、今現在でもう既に最低基準を超えて設備を有しまたは運営しているところということで、このまだ保育事業について今現在ございませんので、この項目は関係ないんですけれども、例えば最低基準があったとしても、町長は最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができることで、これからできたものについて

は順次確認をしながら、いい方向に持っていく形の勧告等ができるということもありますので、その辺もちょっと今後の課題になってくると思います。

それと、調理の関係なんですけれども、議員が言われたように自前の調理室があっても理想なんだろうけれども、今回の国の目的で待機児童を少しでも減らしていくという観点からしますと、やっぱり調理設備または職員の配置という形で多大な費用が掛かってくるので、その辺は搬入等でも可能だという形で定めているものだと思います。

あとは事業所内保育でも20人以上の場合は、現状の保育所の設備、運営に関するものと同じような形でしなさいということになっていると思います。

保育士の資格の関係ですけれども、有資格者ということでもありますけれども、今回の場合は家庭的保育事業者については、A型については保育士という形になってますけれども、B型、C型については、B型は人数の2分の1以上が保育士ということで、それ以外については、町長が行う研修等を終了した者ということで、こちらについては家庭的保育者、家庭的保育補助者についても、直接町ができる研修、町の規模でやっても法律的によくありませんので、県等の関係機関が行う研修会に参加をしていただきまして、その研修を修了した者という形で考えておりますので、全然保育に関係する知識がないという形じゃなくて、そういう形で勉強していただいて、より保育士さんに近い知識と技能を得ていただきたいという形で考えております。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 職員のところでありますけれども、いわゆる研修をしてもらうということはもう当然でありますし、保育士は有資格者であっても、常に研修をしているわけですよ。常に向上を目指して研修している。そういう中で、研修をしているから大丈夫というのではなくて、やはりA型、B型、C型、これは上里町に今現在ないわけですが、一定の事業者が手を挙げて、じゃA型を作ってくればいいですよ。でも、たまたまできたのがC型となった場合に、認可園に入れなくて、そこに入らざるを得ないという状況になるわけじゃないですか。そうするとどういう規模の、どういう形の小規模保育所ができて、やはり一定の資格のある人が、もう本当だったら全員というのが当たり前なんですけれども、少なくともC型には1人もいなくてもいいよということは、ちょっとまずいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、研修は当然のことだというふうに思いますので、その辺について再度お聞きしたいというふうに思います。

あと全部の条文を読んでいきますと、いわゆるこれは最低で、この条例ができたからといって、最低にあわせるんじゃないくて、よりいいものを目指せというふうに書いてありますし、町長が先ほど説明いただいたように、よい方向へ持っていくように勧告できるという部分もあるのが救いなんですけれども、やはり過去の例で認可園でないところで尊い命が、子どもたちの大事な命が奪われてしまったりしてきた経過もあるわけですので、せっかく作る条例でありますので、その辺の一番子どもたちの命を守るところに責任を負っている職員というところは、うんと重大に位置づけるべきじゃないかなと思いますので、再度お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の関係でございますけれども、御質問の職員の関係でございます。A型、B型、C型という形で基準を定めたとところでございます。そういう中で、御質問では資格についても保育士を全て国の基準に合わせないで、町としてももう少し高く基準をしたらどうだろうかという御意見でございますけれども、基本的には町といたしましては、本来の国の基準どおりということで今回は提案をさせていただいたところでございます。確かに町の中に現在ないこういう事業もあるわけでございますけれども、当面本町の基準については、国の基準に合わせまして、その中で監督の関係とか、そういうものもございまして、そういうものをなりながら、当面はこの国の基準に合わせて施行させていただければというふうに思っているところでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番、齊藤です。

本当に基本的な質問というか確認なんです、41ページの第1章総則の第2条にある(1)から(3)ですね、児童、乳児、幼児のこの用語の定義について、ここに法第4条第1項に規定する児童をいうということですが、これは学校教育法でいう満6歳から12歳までの学齢児童というふうに理解していいのか。次に、(2)番の乳児ですが、これは児童福祉法でいう1歳未満というふうに理解していいのか。また、3番については、これも児童福祉法で1歳から小学校に就学するまでの者をいうというふうに定義されていますが、ここで括弧内を見ると、そのようにうたっていないんですけれども、この辺ちょっと確認したいんですが、よろしいですか。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） この法第4条の第1項ということで、法はこれにつきまし

ては、児童福祉法で言っている法ですので、それに伴う児童または幼児という形で解釈していただければと思います。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） そうすると、ここで言っている法と、要するに学校教育法とか児童福祉法とは違った観点から物事を考えるというか、この先の文言を読み砕いていかなければいけないということですか。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） まず、児童のところの法第4条の第1項の規定する児童というのは、児童福祉法の中で言うと、児童とは、満18歳に満たない者をいいという形になっております。それと、次の乳児の第4条の第1項第1号につきましては、乳児とは、満1歳に満たない者、それと次の幼児の第4条第1項の第2号に規定するという形の幼児は、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者という規定になっております。

以上です。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 今の回答の中で、児童のところが何か満6歳から18歳とありましたけれども、聞き違いですか。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 児童とは、満18歳に満たない者をいいと書いてあります。だから、18歳までの者ということ。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第57号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議長（植原育雄君） 日程第17、町長提出議案第57号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第57号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

御提案申し上げました議案第57号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正によりまして、児童福祉法に第34条の8の2が追加されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度により、これまで国の放課後児童クラブガイドラインで望ましい水準を定めていた放課後児童クラブの設備及び運営の基準については、市町村の条例で定めることとされたところでございます。

当該基準につきましては、平成26年4月に国が公布した厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で定める基準に伴い、または参酌して定めるものでございます。

続きまして、条例等の骨子について御説明を申し上げます。

第1条ですが、本条例の趣旨を規定しておりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることとしております。

第2条では、第1号「放課後児童健全育成事業」、第2号「児童」そして第3号「保護者」をそれぞれ本条例中の用語の定義を規定しております。

第3条及び第4条で最低基準について規定をしております。こちらには最低基準を超えて設備、運営を改善するよう勧告することができるという対事業者向けの内容と、町が条例で定める最低基準自体を向上させるという内容が規定をされております。この規定については、適正な事業運営を確保する上で適当であると判断されることから、基準省令のとおりとしております。

続きまして、第5条から第21条までの規定は、児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準を定めるものになります。放課後児童健全育成事業の一般原則、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、設備の基準、職員、虐待等の禁止、運営規程、苦情への対応、開所時間及び日数、保護者との連携、事故発生時の対応等について基準を定めております。

なお、ここに定める基準の内容は、基準省令のとおりとしております。

次に、主要な基準について御説明をさせていただきます。

第5条では、放課後児童健全育成事業に求められる一般原則として、放課後児童健全育成事業における支援は、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図ることを目的に行わなければならないこと、児童の人権に配慮し、人格を尊重して事業運営を行わなければならないこと、地域社会との交流、連携を図り、保護者や地域社会に事業の運営内容を適切に説明するよう努めること、事業の運営内容について自己評価を行い、結果を公表すること、また事業の実施場所については、児童の保健衛生や危害防止に十分な配慮を行うことを定めております。

第9条では、事業所の設置基準として、遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこと、専用区画の面積は児童1人につき、概ね1.65平方メートル以上でなければならないこと、また、専用区画等は衛生、安全が確保されたものでなければならず、事業所の開所時間帯を通じ、事業を利用する児童が専用利用できるものでなければならないことを定めています。

なお、専用区画の面積の要件については、附則第2条において経過措置が定められております。

第10条では、職員の配置基準及びその資格要件として、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと、放課後児童支援員の数は、概ね40人を1の単位とする支援の単位ごとに2人（専従とし、うち1人は放課後児童支援員でない補助者でも可）とすること、利用者が20人未満の小規模事業所にあつては、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、放課後児童支援員1人を除き、専従職員でなくても可とすること、また放課後児童支援員については、一定の資格を有する者で都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないことを定めております。

なお、この研修修了要件については、附則第3条において経過措置が定められております。

第18条では、事業所の開所時間及び日数の基準として、開所時間及び日数は、事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮し、事業所ごとに定めること、開所時間は小学校の休業日は1日8時間、休業日以外の日は1日3時間を原則とすること、開所日数は1年につき250日以上を原則とすることを定めております。

続きまして、附則についてでございます。

附則第1条では、施行期日を定めておりますが、この条例は法の委任を受けて基準を定めるものとなりますので、施行期日については整備法の施行日となります。

附則第2条は、放課後児童健全事業所の設備の基準の適合要件に関する経過措置を定めております。

附則第3条は、放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めております。内容については、基準省令のとおりであり、放課後児童指導員について、第10条第3項での都道府県知事が行う研修を修了していることを要件としているところ、平成32年3月31日までの間は研修修了を予定していれば足りることとしております。

附則第4条は、本条例制定に伴い、上里町放課後児童健全育成事業に関する条例との整合を図るため、上里町放課後児童健全育成事業に関する条例を一部改正することとしております。

以上で上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 66ページのところでお尋ねしたいんですけども、今回概ね40人という1つのクラブの単位ですね、ということになりました。それで、それは国のガイドラインでも決まっていたし、埼玉県においては平成16年に国に先駆けてガイドラインでそれを示しておりまして、これは理想的な形によろしくなっていくのかなというふうに思っているわけなんですけれども、これに対する職員の支援員に今度はなるわけなんですけれども、支援員の人数は2名以上ということでありましたけれども、埼玉県の放課後児童クラブ運営基準、平成16年に作られたものにおいては、20人未満においては2名以上、20人以上においては3名以上ということになっていました。

それで、冒頭のところでありました第3条と第4条ですね、町は最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。また、放課後健全育成事業を行う者は、常に最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させなければならない。最低基準を理由として、その設備、運営を低下させてはならないというふうになっていますけれども、今現在、上里町は埼玉県のこのガイドラインに基づいて、いわゆる20名以上は3名以上ということで運営されてきているかと思えますけれども、これが20名以上であっても2名以上というふうになると、基準が引き下がるんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、この点についてお尋ねしたいというふうに思います。

それと、常に2名以上ということになりますと、例えば土曜保育においては、非常に各事業所でも希望者がまちまちでありますし、例えば1日保育における朝の特別枠の朝7時半からやっているところ、8時からやっているところ、また夕方も6時以降も6時半までやっているところ、7時までやっているところと様々な形態があるわけなんですけれども、そうしたときにおいても、この2名以上というところを守らなければいけないのかどうか。もし守る必要があるとすれば、その辺の補償はどのような形で補助が出てくるのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 例えば現状で、もう既に3名以上という形でやっているところがありましたら、それは条文の中でも、既に超えてやっているところについては、それを低下してはならないということがありますので、その形で現状のままで、2名だからと2名に下げるとことはいけないということになると思います。

それと、例えば朝の時間は7時半から来るときに、朝の時間帯については、例えば午前中が少なかったりする場合は、そのときから常に2名いなくてはいけないということではないという形で解釈しているんですが、ちょっとその辺は県のほうに確認しないとわからない面がありますので、その辺についてはまた後日、確認をしてお伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） この条文を見ると、現状より低下してはならないという、最低基準を理由にして低下してはならないということはわかるんですけども、事業所側にすると、この最低基準が決まったことによって、例えば支援員の補助金が2名分しか来なくなるというか、そういうことはないのかどうか。3名を維持した場合には、3名の補助金がちゃんと来るのか

どうか、そうしたことについてお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） その辺につきましても、まだ具体的な細かい詳細のものが来ていないので、確認をして連絡したいと思います。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

6番、岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

6番（岩田智教君） 6番、岩田智教です。

68ページの第18条なんですが、これの(1)小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき8時間と書いてありますけれども、これは8時間以上ということ、また下の第2のところですが、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき3時間と書いてありますけれども、これは3時間以上ということではないんですか。仮にこれが8時間ということで、じゃこの条例の8時間だから、はい、この時間で終わりですよと言ったら、とてもじゃないけれども預ける家庭は多分働けないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 第18条に放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とするということで、以上となっていますので、3時間または8時間以上ということで御理解いただきたいと思います。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分休憩

午後 1 時 30 分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18 町長提出議案第 58 号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業
の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する
条例について

議長（植原育雄君） 日程第18、町長提出議案第58号 上里町介護保険法に基づく指定介護
予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に係る基準に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第58号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業
の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る
基準に関する条例について。

御提案申しあげました議案第58号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基
準に関する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法
律において、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで厚生労働省令で定め
ることとしていた基準を運用してきましたが、この基準を市町村が従うべき基準と参酌すべき
基準に分けて市町村の条例で定めることとされたため、上里町介護保険法に基づく指定介護予
防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に係る基準に関する条例を定めたいので、本案を御提案申し上げるものでございます。

条文の概要につきまして御説明を申し上げます。

本条例は、第1章から第5章まで、第1条から第33条と附則で構成されておりますが、厚生労働省令で定められている基準に則して規定しており、第3条から第6条並びに第23条及び第27条が省令に従うべき基準で、それ以外が省令を参酌すべき基準となっております。

初めに、指定介護予防支援とは、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものですが、市町村の指定を受け、地域包括支援センターが行う業務とされているものでございます。

続きまして、主な条文の内容につきまして御説明を申し上げます。

第1章において、第1条及び第2条で趣旨並びに基本方針を定めております。

指定介護予防支援の事業の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、保健サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、特定の種類のサービス、または特定の介護予防サービス事業者に偏することのないよう、公正、中立に行わなければならないと規定をされております。

第2章において、第3条及び第4条で人員に関する基準を定めております。

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに必要な員数の保健師、その他知識を有する職員を置かなければならないこと、常勤の管理者を置かなければならないことを規定しております。

第3章において、第5条から第29条まで運営に関する基準を定めております。

主なものでは、第5条は指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、運営規定や重要事項を記した文書を交付して、内容の説明や利用の手続の説明を行い、利用者の同意を得ることを規定しております。

第9条では、指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、必要な協力を行わなければならないと要支援認定の申請に係る援助について規定をしております。

第13条では、指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援業務の一部を委託する場合の遵守すべき事項を規定をしております。

第17条では、指定介護予防支援事業者の管理者は職員及び従業者に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うと管理者の責務について規定をしております。

第23条では、指定介護予防支援事業者の職員その他の従業者は、職務上知り得た利用者、または家族の秘密を漏らしてはならないと秘密保持の規定をしております。

第25条では、指定介護予防支援事業者及び従業者は、当該介護予防サービス事業者等から金

品その他の財産上の利益を収受してはならないと利益収受の禁止について規定をしております。

第26条では、指定介護予防支援事業者は、利用者またはその家族から苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならないと苦情解決について規定をしております。

第29条では、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならないと記録の整備について規定をしております。

第4章において、第30条から第32条まで介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めております。

第30条では、指定介護予防支援事業者は、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならないと指定介護予防支援の基本的な取り扱い方針について規定をしております。

第31条では、第2条及び第30条の基本方針に基づき、1号から26号まで指定介護予防支援の具体的な取り扱い方針について規定をしております。

第5章において、第33条で指定介護予防支援以外の介護予防支援である基準該当介護予防支援についても準用すると準用について規定をしております。

施行期日については、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） まず初めに、単純なことなんですけれども、上里町における指定介護予防支援事業者についてと、事業所の個数等についてお尋ねしたいと思います。

それと、72ページでありますけれども、2条の3指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されると、その後についても、いわゆる介護を予防支援を受ける側の利用者が様々なサービスを提示された中から選ぶことができるというふうに取り扱っているのかどうか、その点についてお尋ねしたいというふうにあります。

それにちょっと関わって気になる部分としましては、82ページと83ページなんですけれども、第30条で利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるように、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならないということでありまして、介護予防ですから、いわゆる少しでも介護じゃなくて、快適に健康で過ごしていただくように目標を掲げるということだと思っておりますけれども、それに異存があるわけではないし、高齢者は健康で長生きをしたい、病気じゃなくて健康で生活したいということを望んでいるわけなんですけれども、その目標達成のために、いわゆる利用者に過度の訓練を強要したりとか、そういうことにならないような、やはり利用者に提示する中で利用者が選べるという、この2条のところは30条よりも守られるのかどうかというのがちょっと気になる点なんです。

それと、83ページでありますけれども、介護予防の効果を最大限に発揮して、いわゆる総合的な課題の中には、やはり先ほど述べましたように、訓練すれば歩けるはずですよ、みたいにもっとこれができるはずですよ、みたいに追い込まれるようなことがあっては、まずいんじゃないかなというふうに、だからその辺が健康で暮らしていただけることが大前提ですけれども、その過度な目標でこれぐらいのサービスを受けたんだから、こうなるべきだみたいな過大な目標にならないような配慮というのがなされるのかどうか、その辺の点検ができるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 御説明いたします。

上里町には地域包括支援センターは1カ所、直営でございます。

それと、多分委託の事業者のことをおっしゃられたのかと思いますけれども、ケアプランの委託に出している事業所につきましては、町内が12カ所、町外が19カ所、合計31カ所、ケアプランの介護予防のプランを委託しているわけでございます。

それと、第2条の3項のことにつきましては、様々な内容のことをするというところで御理解をしていただければというふうに思っております。

それと、目標指向型でございますけれども、こちらにつきましては、介護予防の目標を立てていただくわけでございますけれども、地域に暮らすということでございますので、また来年の制度改正とかでございますけれども、地域包括ケアシステムの形と言ったらよろしいんでしょうか、病気になっては医療とか、介護が必要になったら介護とか、そういう形の中で健康的に暮らしていただける形で、ケアマネとか家族とかいらっしゃいますので、そちらの方と本人様とよくケアプランを確認していただきまして、どのプランがよろしいのかということを進めていく形になるかと思っております。

それと、効果的、総合的な訓練が無理やりされるのかという、そういうお話になるのかなという場合もあり得るのかなという御質問かと思うんですけども、それについては八職の方がいらっしゃると思いますので、そういった形との連携とかも含めまして、本人に過度の介護予防にならないような形をよく個人個人の体調とかを見極めた中で進めていただく形かというふうに考えております。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第59号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例について

議長（植原育雄君） 日程第19、町長提出議案第59号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第59号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例について。

御提案申し上げました議案第59号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律において介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで厚生労働省令で定めることとしていた基準を運用してきましたが、この基準を市町村が従うべき基準と参酌すべき基準に分けて市町村の条例で定めることとされたため、上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例を定めたいので、本案を御提案申し上げるものでございます。

条文の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

本条例は、第1条から第3条と附則で構成されておりますが、厚生労働省令で定められている基準に則して規定しており、第2条が従うべき基準で、第1条及び第3条が参酌すべき基準となっております。

地域包括支援センターは、地域高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置するものでございます。

第1条では、地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるものとするという趣旨について規定をしております。

第2条第1項では、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに配置すべき保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員またはこれらに準ずる専門職員に係る基準及び当該職員の員数について規定をしております。

第2条第2項では、第1号被保険者の人数規模によらず、地理的その他の条件で地域包括支援センターを設置する場合の配置すべき専門職の員数について規定をしております。

第3条では、第1条、第2条以外のその他の事項に係る基準について、第1号で地域包括支援センターは、被保険者が住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと、また、第2号で地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保することを規定をしております。

施行期日については、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） ちょっと確認をしておきたいんですけども、地域包括支援センタ

一の職員の人数のところなんですけれども、今現在の上里町の地域包括支援センターの職員の資格に関する部分と人数をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 人数につきましては、保健師が1名、社会福祉士が臨時ですけれども1名、主任介護支援専門員が1名、それとは別に保健師の常勤が1名とパートの週3日の保健師が1名で、合計現在は5名でございます。それとは別に事務職が2名ということとなっております。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第60号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

議長（植原育雄君） 日程第20、町長提出議案第60号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第60号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について。

御提案申し上げました議案第60号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する

る協議についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書第1条に規定する対象施設に本庄市市民活動交流センター「はにぼんプラザ」を加えることにより、新たに公の施設の相互利用に関する協定書を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

この公の施設の相互利用とは、児玉郡市及び深谷市の住民の方であれば、対象施設となっている公共施設を設置市町の住民と同じ料金で使用できることや、設置市町の市民、町民に利用が限られていた施設を児玉郡市及び深谷市の市民、町民が広域的に利用できる制度でございます。

この制度につきましては、平成10年に児玉郡市6市町村で構成する児玉郡市21まちづくり協議会の中で調査、検討が行われ、各市町村で協議を行い議会での承認後、協定書を締結し、平成11年2月1日から相互利用が開始をされました。その後、平成13年4月1日から岡部町が新たに加入し、平成18年1月1日から神川町と神泉村の合併、深谷市と岡部町の合併による変更があり、同年1月10日から本庄市と児玉町の合併による変更、平成24年7月には名称変更や施設の追加、廃止による変更協議を行い、その都度協定書の締結を行っております。

今回、本庄市市民活動交流センター「はにぼんプラザ」を新たに加えるため、6回目の協定書の締結を行うものでございます。

なお、この協定は平成27年1月8日から施行するものでございます。

以上で児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 先ほどの説明の中で平成11年2月から相互利用ということで締結されているみたいですが、この施設、かなりの数が勘定してないんですけども、ありますが、これは町民に対する周知というのはどのような方法で使えますよ、簡単に言えばこういう施設があって使えますよという周知はどのような方法をとられているのか。

それと、細かい規約というんですか、決め事もあるみたいですが、これを使うにはどういうシステムで、方法で申し込みをするのかというのが町民に対して十分な説明ができてい

るのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

上里町にも幾つか施設がございます。実際に他の市町から利用されている方もいらっしゃるわけですが、上里町におきましては、まずホームページにおいてこういった公の施設の相互利用というものができますということで、本庄市、深谷市、美里町、神川町の全ての施設を掲載をいたしまして周知をしているということでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 多分そういう回答だと思うんですけども、ホームページというのはある一定の、特定の人に限られちゃうわけですよね。どうしてもそういった手段というか、機器を、設備を持ってないとホームページというのは除くことはできないと。ですから、それ以外にもっと公に周知するには今までどういうふうな方法をとられてきたのかということを経験したいと思えます。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 公の施設の相互利用の関係でございますけれども、当初、初めて協定を結んだときには、広報等に全て児玉郡市、岡部の一覧を掲載をいたしまして、年に数回広報紙等で周知をしたところでございます。また、その中の意見として、広報紙等については、なかなか若い人も見ないということもございまして、近年はホームページで利用についての周知をしているところでございます。年数も経っておりますし、今回新たに近隣の本庄のはにぼんプラザも協定の中に入ったということでございますので、またタイミングを見ながら広報紙等にもそういう周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、町の公共施設ということで、町の図書館については、非常に他の市町から利用が多いわけでございますけれども、町のこういった公共施設についても、他の施設が利用できますよというのは、そういう一覧も施設の中に掲載をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番(沓澤幸子君) メリット的に見ると、上里町は8つの公共施設に対し、本庄市、深谷市のたくさんの施設を深谷市民ないしは本庄市民と同じような料金で使えるということで、非常にメリットはあるのかなというふうに思っています。

ちなみに、ここ数年、去年のが一番例がいいんだと思うんですけども、上里町からお世話になった総合的でいいんです。例えば本庄市はこの「はにぼんプラザ」を入れると18なんですけれども、この施設でどの位の利用があったのか、深谷市についてはどうだったのか。逆に上里町の施設に対して、これらの4市町の利用者の方々がどの位おられたのか教えていただきたいと思います。

議長(植原育雄君) 総合政策課長。

[総合政策課長 片岡浩一君発言]

総合政策課長(片岡浩一君) 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、上里町にある施設に他の市町からどれ位の人が来たかということでございます。平成25年度の利用者の実績が出ておりますので、その内容について御説明申し上げます。

まず、図書館及び郷土資料館につきましては、本庄、深谷、美里、神川の2市2町から合計で7,194の方が利用がされました。また、次に多いのはワープ上里でございまして、こちらは2市2町から3,985人でございます。また、その他の施設で多いのが町民体育館の2,836人、老人福祉センターの1,438人、忍保パブリック公園が981人、長久保公園テニスコートが803人、町民体育館の隣にあります多目的スポーツホールが721人となっております。宮多目的広場サッカー場につきましては、他の市町からの利用はございませんでした。

次に、上里町の町民の方が利用している施設でこういったところが多いかということについて御説明を申し上げます。

まず、本庄でございまして、上里町の方が一番本庄市の施設で多く利用しておられますのは、やはり平成25年度の実績でございまして、若泉にございます運動公園の多目的グラウンドが2,975人、老人福祉センターつきみ荘、こちらが2,549人、また本庄市の図書館、こちらが1,740人となっております。

続きまして、深谷市でございまして、こちらはやはり隣接をしていないということもございまして、利用の実績としては非常に少なくなっております。100人を超えて利用している施設は深谷市の図書館179人のみということになっております。

また、美里町につきましては、美里町の町民体育館が109人、遺跡の森テニスコートが48人となっております。

最後に、神川町でございまして、こちらは町営グラウンドが4,730人、こちらは非常に多く利用がございまして、近接しているということもございまして、サッカーや野球ができるという

ことがございますので、利用が多くなっております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

議長（植原育雄君） 日程第21、町長提出議案第61号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて。

御提案を申しあげました議案第61号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

平成26年11月21日に開催されました国会において衆議院が解散をいたしました。これに伴いまして、衆議院議員総選挙が執行されることから、直ちに選挙事務を執行しなければなりませんので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日に平成26年度上里町一般会計補正予算（第4号）の専決処分を行ったものでございます。

次に、予算内容を御説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,157万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,186万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページにつきましては、第1表歳入歳出予算の補正でございます。

歳入につきましては、款15県支出金、項3委託金で、衆議院議員総選挙委託金、最高裁判所裁判官国民審査委託金及び衆議院議員総選挙開票速報事務委託金として1,156万9,000円となっております。

款19繰越金につきましては、前年度の繰越金で1万円を増額補正いたします。

歳入合計につきましては、補正前の額94億6,028万3,000円に1,157万9,000円を増額し、94億7,186万2,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、款2総務費、項4選挙費を1,157万9,000円増額補正いたしました。補正予算に関する説明書の4ページに歳出の内容が記載をされております。

選挙執行経費といたしまして、投票所経費、開票所経費やポスター掲示板等に係る経費として1,157万9,000円を増額補正するものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計同様に補正前の額94億6,028万3,000円に1,157万9,000円を増額補正し、94億7,186万2,000円とするものでございます。

以上で専決処分をいたしました平成26年度上里町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御承認の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の補正予算の一覧で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（植原育雄君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君
補足説明〕

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 町長提出議案第62号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

議長（植原育雄君） 日程第22、町長提出議案第62号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第62号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第5号）。

御提案を申し上げます議案第62号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

平成26年度上里町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,872万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,059万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は2,001万8,000円の増額補正で、主な内容は、民生費国庫負担金の障害者総合支援給付費負担金、障害児施設措置費国庫負担金、保険基盤安定負担金や総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

款15の県支出金は660万円の増額補正でございます。主な内容は、民生費県負担金の障害者

総合支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、保険基盤安定負担金（国保分）や総務費県補助金の交通事故防止特別対策事業費補助金、農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業費などがございます。

款16の財産収入は15万6,000円の増額補正で、地域の元気臨時交付金基金利子でございます。

款18の繰入金は1億7,467万9,000円の増額補正で、ゴルフ場用地取得に要するため、公共施設等用地取得及び施設整備基金の繰入金の増額でございます。

款19繰越金は5,220万円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は507万6,000円の増額補正で、介護予防サービス計画費、埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費等負担金、後期高齢者医療給付に関する経費、負担金清算金の増額でございます。

歳入合計では、現予算に対し2億5,872万9,000円を追加し、97億3,059万1,000円とするものでございます。

次に、3ページから4ページの歳出ですが、議会費から教育費までで、各項目にわたり人事院勧告に伴う給与改定及び町内施設、設備の光熱水費が不足見込みとなることにより補正となっております。

款1議会費は23万2,000円の増額補正で、給与費の増額でございます。

款2総務費は356万8,000円の増額補正で、主な内容は、庁舎の電気料、社会保障・税番号制度中間サーバープラットフォーム負担金、地域安全安心まちづくり推進事業補助金などの増額となっております。

款3民生費は3,206万3,000円の増額補正で、主な内容は、知的障害者施設入所支援サービス費、障害児通所給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護予防ケアマネジメント事業委託料、ひとり親家庭等医療費などの増額となっております。

款4の衛生費は296万7,000円の増額補正で、主な内容は、給与費、救命救急センター運営費等補助金などの増額となっております。

款5の農林水産業費は1,356万1,000円の減額補正で、主な内容は、給与費、経営体育成条件整備事業補助金の増額、上里土地改良区補助金の減額となっております。

款6の商工費は38万6,000円の増額補正で、給与費、住宅改修等資金補助金の増額となっております。

款7土木費は2億1,605万1,000円の増額補正で、主な内容は、道路補修工事費、上里ゴルフ場管理事業土地購入費、古新田四ツ谷線道路整備工事費、住宅管理事業修繕料などの増額となっております。

款9教育費は1,702万3,000円の増額補正で、主な内容は、小学校の電気料、小学校の污水管

等の営繕工事、教員用教科書・指導書購入、中学校の浄化槽等の営繕工事、町民体育館照明設備修繕工事、公民館の電気工作物修繕などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し2億5,872万9,000円を追加して97億3,059万1,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明ですが、慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で詳細説明をさせていただきます。

議長（植原育雄君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君
補足説明〕

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 何点か御質問いたします。

まず、款7土木費のところ、上里ゴルフ場管理事業の用地取得事務委託費並びに土地購入費でございます。今回、売り渡し意向調査の結果によって、印紙代であるだとか、登記事務費、土地購入費の増額補正を計上されているわけですがけれども、この金額、土地購入費1億7,467万9,000円によって、上里ゴルフ場の未買収用地の面積比率で何%ぐらい買収できるのか。

また、地権者全体のうちの今回この金額で何名ぐらいの方の意向に沿って買収ができるのかを伺います。

また、登記事務に関して委託をなさるといことですがけれども、委託先についてお伺いいたします。

また、12月、今回の補正での計上でございますけれども、本年度中、全て執行できる予定なのかを伺います。

続いて、古新田四ツ谷線整備事業についてお伺いいたします。

未買収地であったうちの1つ、買収できたところについて歩道整備をされるということでありましてけれども、残りの未買収地の買収及び整備の見込みはあるのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、款4衛生費のところの保健衛生費の救命救急センター運営費等補助金ということで

ございます。県北地域の三次医療を担う深谷日赤に対する補助金ということでございますけれども、これは不採算分につきまして、該当の地域の自治体で負担するということはもっともなのかなと思いますけれども、イメージ的にはなんですけれども、この地域の方々、三次救急というものは一旦外してですが、深谷日赤の利用者って余りいないのかなというような気がしております。そんな状況の中で、現在、三次に限ってでいいんですけれども、救急搬送の実績、全体でもなんですけれども、深谷日赤さんに上里の方が救急搬送されている割合というのがわかれば教えていただきたいと思います。

続いて、款2総務費の中で、総務管理費、行政対策費の勤労者総合文化センター運営事業、負担金補助及び交付金ということで、一般財団法人上里町文化振興協会補助金ということで今回支出されるわけですが、これについては、先ほどありました町職員の給与の改定に準じて職員さんの給与の増額分ということですが、今さらなんですけれども、こちらの町職員に準じて給与の改定がされるという根拠になっている部分を教えていただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 納谷議員の御質問に準じお答え申し上げます。

まず、ゴルフ場の用地取得でございますけれども、面積ベースで今年度中の取得見込みが全体の24%ほど取得できる見込みでございます。

また、地権者数に関していえば、174名中の74名を予定しております。これは意向調査に基づくものでございます。

次に、委託先の想定でございますが、この74名という非常に多くの地権者数がある意味3カ月間で対応するということが、専門知識、それから交渉力が問われることとなります。そういった意味で、町職員もなかなか難しい面もありまして、県の土地開発公社から見積り等をいただいて、適宜執行してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今年度中の執行見込みでございますけれども、地権者からの問い合わせ等も多く来てございます。当然意向調査に基づいた今回補正予算の計上をしておりますので、今年度内の執行は可能であるというふうにも考えてございます。

また、次に古新田四ツ谷線の歩道整備でございますけれども、未買収地の2カ所のうち民間が経営する学園前の約23メートルの歩道の未買収地が今回取得できたところでございます。残りの三田中通り線との交差点部に一部未買収地がございますが、こちらも交渉を鋭意努力してまいりたいというふうに考えてございます。2件という未買収地がありまして、両者とも業務を営んでおるわけなんですけれども、1件が1つその用地交渉が成功したということで、残り

の未買収地についても進展できるのではないかというふうに期待をしながら、私どものほうで鋭意交渉に努力したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 納谷議員の深谷赤十字病院の救急患者の数等について説明いたします。

平成25年度の実績ということで、7,000人ほどの救急患者を受け入れしてございました。そのうち上里分が102名ということで、全体の1.5%という形になってございます。今回の補助金額もその実績割合に応じた補助金額となっております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 納谷議員の御質問に御説明を申し上げます。

一般財団法人上里町文化振興協会の12万円の補助金の増額補正の件でございますが、財団には現在2名の職員が勤務をしております、その2名の職員の給料は財団法人上里町文化振興協会の就業規定第4条に給与の規定がございます。そちらには「職員の給与については、上里町一般職員の給与に関する条例を準用する」とございまして、今回の増額補正につきましては、こちらの規定に基づき、財団職員の給料の計算をした結果、予算内で足りない分があるということで増額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 9番、納谷です。丁寧な説明ありがとうございました。

深谷日赤について7,000人の受け入れがあって、全体の上里分が1.5%だったと、その実績については非常によくわかりました。もしわかったらなんですけれども、上里の実績に応じて払うのはわかるんですが、上里町全体の救急搬送の中で深谷日赤が利用されている割合というのを把握していたら教えていただければありがたいと思います。結構イメージ的には余り行っていないだろうなというイメージがありまして、例えば伊勢崎市民であるだとか、公立藤岡であるだとか、高崎医療センターだとか、そんなところが使われているのかなという気がしたので、その辺わかればで、結構なんですけれども、教えていただければと思います。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 他の医療機関への救急搬送の件数につきましては、手元にちよっと資料がないので、後日説明いたします。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第62号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時25分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 町長提出議案第63号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について

議長（植原育雄君） 日程第23、町長提出議案第63号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第63号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

御提案申しあげました議案第63号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申しあげます。

平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,771万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,153万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正であります。

歳入についてですが、款3国庫支出金につきましては、歳出の一般療養給付費等の概ね100分の39相当額を国庫負担金と普通調整交付金で交付されるもので、一般療養給付費及び高額療養費の補正増に伴う調整により3,129万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款4療養給付費交付金につきましては、60歳以上65歳未満の退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、今年度分7,541万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款6県支出金であります。国庫支出金同様、歳出の一般療養給付費等の概ね100分の9相当額を県財政調整交付金と特別調整交付金として交付されるもので、735万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款9繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、保険基盤安定繰入金として保険者支援分と保険税軽減分が確定したことに伴うものと、給与費等の不足分と合わせまして349万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款10繰越金であります。歳入の不足分として1,016万4,000円を増額補正するものでございます。

歳入合計につきましては1億2,771万4,000円を追加し、予算総額を36億2,153万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費ですが、国の人事院勧告による職員給与費の補正となり、1万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款2保険給付費につきましては、今年度の療養給付費の支出が18億8,299万9,000円ほどに見込まれるため、1億417万7,000円を増額補正するものでございます。また、高額療養費の支出が2億4,682万3,000円ほどに見込まれるため、2,063万2,000円を増額補正するものでございます。また、葬祭費の支出が240万円ほどに見込まれるため、30万円を増額補

正するものでございます。

続きまして、款3後期高齢者支援金等につきましては、財源補正のみとなっております。

続きまして、款8保健事業費につきましては、特定健康診査事業の通信費が3万1,000円、県が行っている共同広報事業に対する分担金が1万4,000円、合計で4万4,000円を増額補正するものでございます。また、人間ドックや脳ドック、併診ドックや婦人科検診などにつきましては186万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款10諸支出金につきましては、前年度に国から受けた高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が36万7,000円に確定したため、2万6,000円の返還金の増額補正と一般被保険者保険税の還付金として65万4,000円を増額補正するものでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様1億2,771万4,000円を追加し、予算総額を36億2,153万9,000円とするものでございます。

以上で議案第63号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(植原育雄君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番(沓澤幸子君) 負担金補助及び交付金のところなんですけれども、補助金が186万5,000円増額ということで、人間ドック補助金から婦人科検診補助金までありますけれども、この増額を見込むことによってどの位の受診率というんでしょうか、が見込めるんでしょうか。

議長(植原育雄君) 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長(関口 静君) 沓澤議員の質問に対して説明いたします。

今年度の特定健康診査等の受診率につきましては、集団検診の受診率が30%相当でございます。それに今回の予防検診等の受診件数を含めていきますと33%程度を見込んで今事業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長(植原育雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(植原育雄君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 町長提出議案第64号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（植原育雄君） 日程第24、町長提出議案第64号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第64号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

御提案申し上げました議案第64号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,474万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の金額、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1介護保険料、項1介護保険料については、調定額の増により125万4,000円の補正増をするものでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、介護給付費の国庫負担金の実績見込額により104万1,000円を補正増するものでございます。項2国庫補助金につきましては、普通調整交付金及び地域支援事業交付金の実績見込額により20万9,000円の補正増とするものでござい

ます。

款 3 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の実績見込額により155万円の補正増とするものでございます。

款 4 県支出金、項 1 県負担金につきましては、介護給付費負担金の実績見込額により65万1,000円の補正増とするものでございます。項 2 県補助金につきましては、実績見込額により3万4,000円の補正増とするものでございます。

款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金につきましては、介護給付費の町負担分12.5%と地域支援事業繰入金19.75%などで94万2,000円の補正増とするものでございます。

款 6 繰越金、項 1 繰越金につきましては、介護保険料返納還付金の増に伴い40万2,000円の補正増とするものでございます。

歳入の合計につきましては、現予算に対し608万3,000円を増額し、予算総額を15億7,474万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費につきましては、職員手当等の増額と燃料費の増額で25万7,000円の補正増とするものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費につきましては、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の増額により187万8,000円の補正増とするものでございます。項 2 介護予防サービス等諸費につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防福祉用具購入費並びに介護予防住宅改修費の増額により332万3,000円の補正増とするものでございます。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費につきましては、介護予防給付費及び訪問型介護予防事業に係る報償費の増額により14万3,000円の補正増とするものでございます。項 2 包括的支援事業・任意事業費につきましては、包括支援センターの職員手当及び共済費の増額により8万円の補正増とするものでございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金につきましては、介護保険料返納還付金40万2,000円の補正増とするものでございます。

歳出の合計につきましても、歳入同様、現予算に対しまして608万3,000円を増額し、予算総額を15億7,474万6,000円とするものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第64号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 町長提出議案第65号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）
について

議長（植原育雄君） 日程第25、町長提出議案第65号 平成26年度上里町水道事業会計補正
予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第65号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて。

御提案を申しあげました議案第65号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて御説明を申しあげます。

初めに、今回の水道事業会計補正予算の概要ですが、収益的収入及び支出では、会計基準の
見直しに伴う長期前受金の移行処理に関する補正や浄水場等の動力費を補正するものでござ
います。

また、人事院勧告に伴う職員給与の改定を実施するもので、収益的収入及び支出と資本的収
入及び支出に属する職員の給与等の補正を行うものでございます。

第1条 平成26年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる
ものでございます。

第2条 平成26年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を
次のとおり補正するものでございます。

収益的収入の第1款事業収益を既決予定額に対しまして7億8,229万8,000円を減額し、5億8,560万4,000円とするもので、第2項営業外収益を減額する補正でございます。

収益的支出は、第1款事業費を既決予定額に対しまして130万9,000円を増額し、5億3,679万3,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,164万8,000円を3億3,173万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億1,414万6,000円を3億1,423万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出を既決予定額に対しまして8万8,000円を増額し、5億93万8,000円といたします。第1項建設改良費を増額する補正でございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。1、職員給与費の既決予定額に24万7,000円を増額し、6,935万9,000円とするもので、職員給与費総額を給与等の補正により増額するものでございます。

次のページからが補正予算（第2号）に関する説明書及び附属資料となっております。

1ページは実施計画となりますが、詳細につきましては、10ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明をさせていただきます。

2ページ、3ページは予定キャッシュフロー計算書となっております。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表で、資金の期末における残高は5億5,341万9,994円となる見込みでございます。

4ページ、5ページは予定貸借対照表で、年度末の予定財政状況を表示しております。

6ページから9ページは給与改定等に伴う給与費明細書となっております。6ページと7ページは総括、8ページは給料及び手当の増減額の明細、9ページは給料及び手当の状況で、期末手当、勤勉手当となっております。

10ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）の説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入ですが、款1事業収益、項2営業外収益、目3長期前受金戻入を7億8,229万8,000円減額し、営業外収益の合計を3,766万8,000円とするものでございます。理由につきましては、会計基準の見直しにより補助金等で取得した固定資産の移行処理の際、期間の経過に対応して減価すべき額を収益化累計額として振り替えるのに当たり、その振り替える額の総額を長期前受金戻入として予算計上いたしました。が、予算処理を伴わない資本剰余金から利益剰余金へ振り替えるために補正をするものでございます。

支出ですが、款1事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費を115万円、目2配水及び給

水費を15万9,000円それぞれ増額し、営業費用の合計を4億5,061万5,000円とするもので、原水及び浄水費につきましては、浄水場等の電気料金の不足が見込まれることから、動力費を補正するものでございます。配水及び給水費につきましては、人事院勧告及び制度改正等に伴う給与費の補正となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、款1資本的支出、項2建設改良費、目1配水施設費を8万8,000円増額し、建設改良費の合計を2億4,562万円とするものでございます。内容につきましては、人事院勧告及び制度改正等に伴う給与費の補正となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第65号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(植原育雄君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(植原育雄君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(植原育雄君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(植原育雄君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 町長提出議案第66号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(植原育雄君) 日程第26、町長提出議案第66号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第66号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

御提案申し上げました議案第66号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の下水道事業会計補正予算は、人事院勧告に伴う職員の給与改定を実施するもので、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に属する職員の給与等に関する補正を行うものでございます。

第1条、平成26年度上里町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成26年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的支出の第1款事業費を既決予定額に対しまして46万4,000円を増額し、2億2,753万2,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,854万1,000円を6,863万円に、当年度損益勘定留保資金6,669万7,000円を6,678万6,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出を既決予定額に対しまして8万9,000円を増額し、3億126万1,000円といたします。第1款建設改良費を増額する補正でございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額は次のように改めるものでございます。1、職員給与費の既決予定額に55万3,000円を増額し、2,946万8,000円とするもので、職員給与費総額を給与等の補正により増額するものでございます。

次のページからが補正予算（第2号）に関する説明書及び附属資料となっております。

1ページは実施計画となりますが、詳細は10ページの説明書に記載してございますので、そちらで説明をさせていただきます。

2ページと3ページは予定キャッシュフロー計算書となっております。実際のお金の流れで事業の実施をあらわす財務表で、資金の期末における残高は3,981万1,125円となる見込みでございます。

4ページ、5ページは予定貸借対照表で、年度末の予定財政状況を表示しております。

6ページから9ページは給与改定に伴う給与費明細書となっております。6ページと7ページは総括、8ページは給料及び手当の増減額の明細、9ページは給料及び手当の状況で、期

未手当、勤勉手当となっております。

10ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）の説明書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございますが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管路施設管理費を18万7,000円、目2総係費を27万7,000円それぞれ増額し、営業費用の合計を1億7,592万9,000円とするものでございます。内容につきましては、人事院勧告及び制度改正に伴う給与費の補正となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1公共管路施設下水道費を8万9,000円増額し、建設改良費の合計を2億2,664万7,000円とするものでございます。内容につきましては、収益的支出と同様に給与費の補正となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案第66号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時0分散会